

新潟県立看護大学第3期中期目標の策定について

令和 6 年 8 月
大学・私学振興課

1 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である県が公立大学法人新潟県立看護大学に指示する目標である。第2期中期目標期間（R元～R6）終了に伴い、令和7（2025）年度から令和12（2030）年度までの第3期中期目標をR6年度中に新たに策定する。

2 第3期中期目標策定の基本的な考え方

- ・第2期の基本的な方向性は維持しつつ、これまで以上に地域社会と連携した取組を行う
- ・評価委員会や福祉保健部等からの意見、期待等をもとに、現在課題となっている事項について一層の取組を促す
- ・今後新たに策定される県総合計画の内容を踏まえる
- ・R5年度地方独立行政法人法の改正に伴う変更を行う

<主な見直しのポイント>

① 地域社会と連携して地域に役立つ教育・研究等に取り組むことを前文（基本的な目標）及び個々の目標に反映

② 医師・看護職員確保対策課からの意見（※）の反映

第2期中期目標	第3期中期目標
<p>3 地域貢献・国際化に関する目標 (1) 地域社会のニーズへの対応に関する目標 イ 地域課題への対応 新潟県における看護学教育・研究の中核機関として、地域が抱える課題解決のため、研究体制を充実させるとともに、研究成果を積極的に県内全域へ還元させる。</p>	<p>3 地域貢献・国際化に関する目標 (1) 地域社会のニーズへの対応に関する目標 イ 地域課題への対応 新潟県における看護学教育・研究の中核機関として、地域が抱える課題解決のため、<u>地域の看護人材が連携して研究に取り組む</u>体制を充実させるとともに、研究成果を積極的に県内全域へ還元させる。<u>また、関係機関と連携し、専門性の高い看護職員の育成に取り組む。</u></p>

※ 「令和5年10月看護研究交流センター内に「専門性の高い看護職育成部門」を設置し、上越地域の看護部長会の活動支援、専門看護師のネットワーク支援等にご尽力いただいている。今後も「専門性の高い看護職育成」への取組に大いに期待しているところであり、新たに目標を掲げていただければいいかがか」

③ 中期計画に評価指標を位置付ける ※地方独立行政法人法改正に伴う対応

3 策定スケジュール

令和6年7/18(木) 第1回県評価委員会看護大学部会(法改正の主旨説明)

8/26(月) 第2回県評価委員会看護大学部会(素案審議)

～10月 中期目標(案)作成

11月 知事レク⇒パブリックコメント実施

令和7年2月 第3回県評価委員会看護大学部会(決定)

法人へ意見聴取⇒第3期中期目標確定

3月 2月議会提案、議決

法人に第3期中期目標を指示・公表

4 その他

- ・第3期中期計画(評価指標目標値を含む)は、法人と調整中
- ・3月までに評価委員会の審議を経て、知事認可を行う